

平成18年第4回定例会意見書全文



結果一覧へ

「法テラス」の体制整備・充実を求める意見書

司法制度改革の一環として、法律サービスをより身近に受けられるようにするため、綜合法律支援法が2004年に公布された。本年4月10日、同法に基づき「日本司法支援センター(愛称・法テラス)」が設立され、10月2日から都道府県庁所在地などに設置された全国50か所以上の事務所などで一斉に業務を開始した。

法テラスは、「身近な司法」実現への中核となる機関で、情報提供、民事法律扶助、司法過疎対策、犯罪被害者支援、国選弁護の事務などを主な業務としている。業務開始の初日だけで電話相談件数が、全国において約2,300件もあり、期待のほどがうかがえるのである。

しかしながら、法テラスは、今後予想される法的トラブルの増加への対応という時代の大きな要請にこたえる機関であるにもかかわらず、常勤するスタッフ弁護士が、すべての事務所には配置されていないなどの課題がある。

よって、本市議会は国に対し、法テラスの体制をさらに整備・充実させるため、下記の事項について早急に実施するよう強く要望するものである。

記

- 1 司法過疎対策を推進し、いわゆる「ゼロワン地域」を解消すること。
- 2 全国で当初計画の約3分の1しか配置されていないスタッフ弁護士を大幅に増員すること。
- 3 高齢者、障害者などの司法アクセス困難者への配慮として、訪問や出張による相談などの体制を整備すること。
- 4 「法テラス」について、きめ細かく周知徹底を図ること。特に、高齢者、障害者、外国人、若者等に配慮すること。
- 5 日曜日の業務の実施など利用者の利便性の向上を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月14日

千葉市議会

(提出先)

内閣総理大臣

総務大臣 あて

法務大臣

衆議院議長

参議院議長

あて